

アポーハ論の一断面 ——同音異義——

上 田 昇

〔序〕 Pramāṇasamuccayavṛtti 第5章アポーハ論第33偈において Dignāga は “śabdasāmānya” について論じ、対照的にそれまでの議論を “arthasāmānya” についてのものと位置づける。自説の積極的な展開の開始を第25偈後半とする一連の議論はこの第33偈で一段落する。アポーハ論研究において従来考慮されずにいた “śabdasāmānya” の考察を通じて Dignāga のアポーハ論の本質を探ってみたい。テキスト; The Pramāṇasamuccayavṛtti of Dignāga with Jinendrabuddhi's commentary, Chapter Five: Anyāpohaparīkṣā, Tibetan text with Sanskrit fragments, ed. by M. Hattori 京都大学文学部紀要1982。略号; PSV=Pramāṇasamuccayavṛtti, K=Kanakavarman 訳, V=Vasudhararakṣita 訳, J=Jinendrabuddhi 注。

〔1〕 第33偈和訳; 他の śabda の排除が śabdasāmānya (K: sgra la spyi, V, J: sgrāḥi spyi) として言い表わされる (ab)。同じ śabda の artha が何であるかについて惑い (the tshom) [がある] (c)。[音声 (śabda) として同じになる] 複数の語 [から成る句] によるそれ (artha) についての惑いも [ある] (d)。(PSV, K, p.135)。

自注からこれは次のように理解できる。

33ab; 所作性が非所作性を排除することによって、無常性を知らしめるのと同様、śabda は他の śabda を排除して artha を知らしめる。他の śabda の排除が “śabdasāmānya” である。(従って他の artha の排除 (arthāntarāpoha, ibid, p.139fn.35) が “arthasāmānya” (don gyi spyi, J, p.198) ということになる。)

33c; ‘akṣa’ なる śabda の artha は車軸なのかサイコロなのか惑いがある。

33d; ‘bhavati’ なる śabda は動詞なのかそれとも現在分詞の第七格なのか、又 ‘ka iha’ なる śabda は kaḥ iha なのか、ke iha なのか惑いがある。(J, p.199 を参照)

ここに見るように 33d では ‘śabda’ は明らかに語[句] としての音声の意味している。同じ śabda が状況や文脈等からの限定を受けて特定の artha (例えば kaḥ iha) を言い表わす。又 33c においては ‘śabda’ を 33d と同様に音声の意味にとれば車軸たる akṣa とサイコロたる akṣa は同音異義語であり、一方単に音声ではなく語彙の意味にとれば、車軸とサイコロは akṣa なる単一の語彙の複数の意味 (義, artha) となる、即ち akṣa は多義語である。いずれにせよ、śabda (音

声もしくは語彙)は何らかの限定を受けて artha が特定化されない間は惑い (samśaya, samdeha, cf. PSV. p.129 fn. 23, p.137 fn.32) のうちにある。

ところで、アポーハ論研究において、しばしば言及される PSV 第1偈 (省略) は śabda が比量 (anumāna) にほかならないことを宣言する。そこにも所作性による無常性の認識との平行性が語られている。しかし第1偈では、その自注で所作性が無常性を知らしめるのは avinābhāva によってであると語られており、第33偈 ab の注釈におけるような非所作性の排除を根拠とするものではない。ここで avinābhāva は、無常性が無いところには所作性も無い、という比量における論証基盤たる因の第三相に tie-up するものであるが、それに比して今、第33偈 ab 自注が提示する非所作性の排除は、比量としては最終的な論証基盤であるとは言えない。Dignāga はなぜここで非所作性の排除を言うのであろうか。

Dignāga は、‘akṣa’ や ‘bhavati’ における排除 (apoha) を、‘akṣa’ や ‘bhavati’ ならざる音声 (śabda) の排除として捉えていると思える。つまり、この排除は ‘akṣa’ の複数ある artha の特定化をめざすものではない。もしそうした特定化の場面が念頭にあったならば、第33偈 ab の注釈において Dignāga は「所作性は非無常性を排除することによって……」¹⁾ と言ったであろう。Dignāga は排除の対象領域をあくまで śabda (音声) に置いていたのであり、artha にはではない。そのことは、33 cd によっても証することができる。そこでは śabda は複数ある artha の特定化以前において捉えられている。それを“惑いがある”という句が示している。śabda は複数の artha を未特定のまま有しつつ、他の śabda 即ち音声上異なった語〔句〕を排除するのみである。

〔2〕 第25偈から第32偈までは、上に見た第33偈とは対照的に “arthasāmanya” が論じられているわけであるが、この段落におけるアポーハ論は、従来指摘されているように²⁾、śabda (もしくは artha) の、樹構造をもって表現できるような一定の関係を前提していると考えられる。最上位に jñeya, その下位に sattā, sattā の下位に dravya と guṇa, そして dravya の下に pārthiva, guṇa の下に rūpa, 更に pārthiva の下に vṛkṣa と ghaṭa, そして vṛkṣa の下に śiṃśapā と palāśa, ……。J は śiṃśapā と ghaṭa は“直接”にではなく、“brgyud pa”によって敵対矛盾すると言っているが (J, p.192), このことよりすれば、この樹構造は血脈になぞらえて理解するのがよいであろう。(Dignāga 自身は“盟友”や“敵”の語をもって、この樹構造の関係を呼んでいるが。)

第25偈後半から第28偈までは主として次の点が主張され論じられている。

《或る語 a (例えば 'śiṃśapā') は a にとっての普遍 (vr̥kṣa) を排除しない (i)。或る語 a (例えば 'vr̥kṣa') は a にとっての特殊 (śiṃśapā) を排除しない (ii)。語はその同義語の artha を排除しない (iii)。(i), (ii), (iii) で、なぜ排除しないかと言えば敵対 (矛盾) しない (ḥgal ba med pa) からである。特殊語 (例えば 'śiṃśapā') は他の特殊 (palāśa) を排除する (iv)。敵対 (矛盾) するからである。》(PSV, p.129-131 (k), p.128-130 (v))。

Dignāga はこのほか、普遍の普遍 (例えば, śiṃśapā にとっての pāṛthiva) や、他の普遍の下の特殊 (śiṃśapā にとっての rūpa) についての非排除・排除を論じているが、Dignāga のいわんとするところを血脈関係によって言い表わすなら——同義語 (iii) は今は考慮の外におく——要するに直系 (血 (遺伝子) の直接・間接の授受があるもの) は排除しないが、それ以外は排除する、ということである。

我々は、ここで考察の焦点を上 (ii) (特殊を排除しない) に合わそう。(ii) について Dignāga は第25偈 cd への注において次のように述べる。

㉑: 特殊語あるいは特殊の特殊語 (khyad par gyi khyad par gyi sgra) は普遍語が [普遍語] 自身の artha を好きな場所に置くと、どうして傍観 (btañ sñoms) しないであろうか。(K, p.129)

この文の理解のためには第28偈前半 (“特殊は他の特殊たる対象を敵対矛盾の故に排除する”) に対する自注が参考になる。即ち、

㉒: 特殊の artha のみを語る語は相互に敵対する。王子 [たち] の如く共通の artha を奪いあうからである。それ故相互に artha を語るのではない。例えば 'śiṃśapā' と言う時、'śiṃśapā' なる語が “木” と結びつくのであるが、[その時] khadira 等から木性 (vr̥kṣatva) を切り取って自分の場所に植えるのである。(K, p.129-131)

普遍語 ('vr̥kṣa') は特殊 (śiṃśapā) を排除しない。なぜなら普遍語の artha の移植を特殊は妨げないからである。㉑は特殊語が普遍語の artha の移植を傍観する (upekṣā) という消極的な表現をもっているが、㉒は特殊語は普遍語の artha を切り取り、奪うという積極的な表現を伴っている。いずれにせよ普遍語の artha が特殊語の artha に移植されるのである。つまり、敵対矛盾しないということは、今の場合、普遍の特殊への移植可能性にはかならない。

一方第31偈 (省略) への自注にみられる次の一文を見ると、我々は普遍語が特殊を排除しないということの linguistic な理解を得る。

㉓: 目的 (don) や状況 (skabs) やによって普遍語が特殊を知らしめることが見られる。(K, p.133)

これについて J は次のように述べている。

㉔: 牛飼がえさを与えている時 (skabs) 「saindhava を持って来い」と言えば、塩

(lan tshva, =lavāṇa) のみが理解されるであろう。(J, p. 197)

saindhava とは塩の種類名であるとともに馬の種類名である。そのような多義語もしくは同音異義語たる 'saindhava' が上の状況において使用されれば、おのずとその artha は塩に特定化される。ここに至って我々は "śabdasāmānya" において言及したところの, artha の特定化なる場面を眼のあたりにしている。しかもそれは今、普遍語(例えば 'vr̥kṣa') が特定の特殊(śimśapā) に特定化される事態の説明となっているのである。Dignāga は、普遍語は目的や状況から独立した語としては、その特殊に関して惑いがあること恰も“立っているもの”が棒杭か何かについて惑いがあるようなものである、と言っている(K, p. 133, J, p. 197)³⁾。もはや "śabdasāmānya" の, śabda・artha における位置は明らかである。それは "arthasāmānya" における普遍と特殊の関係そのものである。ここに共通して存するのは śabda が目的や状況に限局されて、或る特定の artha にかかわるといふあり方である。しかし、再び注意されなければならないことは、śabda の artha への特定化において、この特定化から除かれる artha については、Dignāga はその排除を語っていない、ということである。

[3] 我々は Dignāga が前提としているであろう śabda (もしくは artha) の関係を樹構造をもって表現できると考え、かつそれを血脈になぞらえ、血(遺伝子)の授受に基づいて敵対の有無を考えた。では、そこにおける“血”に相当するものは、śabda (もしくは artha) について何なのであろうか。即ち“他の排除(anyāpoha)”の根拠は何であらうか。Dignāga は第37偈及び第38偈——省略——でこの問いに答えている。そして Dignāga は“血”に相当する“自然的根拠”——Dignāga の言葉ではないが——を拒否する。色性(rūpatva)、眼所取性なる作用(mig gzuñ nid kyi bya ba) (これは Dharmakīrti の arthakriyā を想起させさせる)、いずれも‘色’なる語の根拠ではない。Dignāga はただ世間言説(lokvaya-vaharāḥ) に随行すべし、とのみ言っている。(p. 139-141 (K), p. 140-142 (V))。Dignāga の前提するであろう樹構造的関係は、実は世間言説の投影でしかない。

Dignāga は“他の排除”を世間言説一般において捉えている。従って普遍における特殊は、いわば śabda (普遍) が適用される artha (特殊) の目録である。‘akṣa’ は車軸なる語義(artha) とサイコロなる語義を目録として持ち、‘vr̥kṣa’ は śimśapā や palāśa や khadira を目録として持っている⁴⁾。しかし、ひとたび特定の話者(聞者)と特定の目的・状況の下で、それら śabda が使用(発話、理解)される時、そこには特定の artha への限局的かかわりが生ずる。ところが Dign-

āga はこの特定化における“他の排除”を考慮していない。それが普遍語は特殊を排除しない(ii)ということの意味であり、又“śabdasāmānya”における“惑い”の理由であると考えられる。

最後に、(ii)についての考察によって得た上の観点から(i)(特殊語は普遍を排除しない)、及び(iv)(特殊語は他の特殊を排除する)を解釈してみよう。

(i)についての自注によれば、普遍(vṛkṣa)がその特殊語(‘śiṃśapā’)によって排除されないのは、普遍語によってなされる“他の排除”を特殊語が承認するからである。(K, p.129, J, p.188)。これは、世間言説において普遍語(上位語‘vṛkṣa’)を適用してはならない artha に、その特殊語(下位語‘śiṃśapā’)を適用してはならない、ということである。また(iv)に対する我々の解釈は単に、例えば、‘śiṃśapā’なる語を palāśa に適用してはならない、ということである。

一般に“arthasāmānya”において「śabda A が artha B を排除する」とは śabda A を B—即ち śabda B が適用可能な artha—に対して適用してはならない、という世間言説による禁令であると解釈できる。ここで例えば‘akṣa’をあえて“arthasāmānya”に置いて、もし我々が「‘akṣa’は anakṣa を排除する」と言えば、それは‘akṣa’なる śabda (音声)は anakṣa、つまり‘akṣa’なる śabda を適用してはならない artha (語義)、に適用してはならない、ということの意味する。一方もし x なる śabda が車軸を〔その一つの〕語義としていたとすれば、〔車軸に artha を特定化されたところの〕‘akṣa’ と x は同義語の関係に入る。従って二つの普遍(‘akṣa’ と x なる śabda (音声))が一つの特殊(車軸なる artha (語義))を共有する。つまり‘śabda’ (もしくは artha) の体系は、もはや樹構造によって表現することは不可能となる。しかも Dignāga は (iii) (同義語, paryāya) を述べている。このことは樹構造そのものはアポーハ論の本質的契機ではないことを意味するであろう。

1) [煙による]非火の排除は PSV 第2章に語られている。cf. 北川秀則 インド古典論理学の研究、鈴木学術財団1965、チベット語訳 text p.462. 2) cf. Katsura, S. “The Apoha Theory of Dignāga” 印仏研 28-1 (1979). 3) このたとえは第14掲自注(p.117)及びPSV第3章にも出る。(北川, ibid, p.505, 509)。又類似のたとえが瑜伽師地論(大正30, p.358a)にある(cf. 宇井伯寿 印度哲学研究五 1931, p.411)。4) Hayes, R. P., Dignāga on the interpretation of signs, Kluwer 1988 は普遍(語)を (term of) wider extension, 特殊(語)を (term of) narrower extension とする。この立場は、しかしながら、“śabdasāmānya”と“arthasāmānya”を統一的に論ずることを不可能にする。

<キーワード> アポーハ論, ディグナーガ, Pramāṇasamuccaya (東京大学大学院)